

# 第5次 阿賀野市男女共同参画プラン（案）

～誰もが個人として尊重され 性別にとらわれることなく  
自分らしく活躍できる いきいき元気なまちをめざして～

---

---

（計画期間 令和8年度～令和12年度）

令和8年 月  
阿賀野市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 基本理念	9
4 計画の性格と位置付け	10
5 計画の期間	10
6 計画の基本目標	10
7 計画の体系	11
8 SDGs の視点による男女平等の推進	12

## 第2章 基本目標と取組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識づくり	15
重点目標1 男女共同参画意識のさらなる浸透	16
重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	18
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり	19
重点目標1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	20
重点目標2 男女の性別に偏らない就労環境づくり	22
基本目標Ⅲ 女性が活躍できるまちづくり	24
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	24
重点目標2 あらゆる分野での女性の参画の推進	26
重点目標3 女性の市内定着、U・I ターンの推進	28
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	29
重点目標1 あらゆる暴力の根絶	29
重点目標2 誰もが心身ともに健康でいられる環境づくり	33
重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり	34

## 第3章 計画の推進

1 施策の推進体制	37
2 進行管理	37
3 指標の一覧	38

## 参考資料

日本国憲法（抄）	41
男女共同参画社会基本法	39
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	43
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会委員名簿	66

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 基本理念
- 4 計画の性格と位置付け
- 5 計画の期間
- 6 計画の基本目標
- 7 計画の体系
- 8 SDGsの視点による男女平等の推進

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布され、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題の一つとして位置付けられてきました。阿賀野市においても、平成18年度から男女共同参画プランを策定し、地域における意識改革と環境整備に取り組んできました。平成23年度に第2次プラン、平成28年度に第3次プラン、令和3年には第4次プランを策定し、「男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくり」を計画目標に掲げ、基本目標、重点目標、施策の方向性、具体的事業を定め、計画的に推進してきました。その結果、市の審議会等における女性委員比率の上昇や、新潟県ハッピー・パートナー企業への登録数の増加など、一定の成果が見られています。

しかし、「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、依然として固定的な性別役割分担意識が残存しており、男性の家事・育児・介護等への参画は十分とはいえません。また、性的指向や性自認（SOGI）を含めた多様性への理解促進や、性別にかかわらず誰もが働きやすい環境整備は、依然として重要な課題です。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの尊厳が守られ、その個性と能力を最大限に発揮できるよう、行政、市民、企業がそれぞれの責務を果たし、協働しながら包摂的で持続可能な社会を形成することが求められます。

近年、人口減少と少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少に加え、共働き世帯の増加、男性の育児休業取得促進、テレワーク等多様な働き方の普及、さらには多様な性のあり方への社会的理解の進展など、社会情勢は大きく変化しています。こうした中で、性別や年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等にかかわらず、誰もがライフステージに応じて活躍できる社会の実現が求められています。

国においては、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が令和元年及び令和3年の改正により、企業や自治体に対して数値目標設定や情報公表等の義務が強化されました。また、「育児・介護休業法」の改正により男性の育児休業取得を促進する制度（出生時育児休業制度等）が創設され、「労働施策総合推進法」に基づくパワー・ハラスメント防止措置も事業主の義務となるなど、職場環境の改善に関する法制度が進展しています。

これらの状況を踏まえ、阿賀野市では第4次プランの成果と課題を検証しつつ、新たな社会的要請や法改正への対応を図るため、「第5次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランにおける女性の職業生活における活躍推進施策については、女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画として位置付け、男女共同参画と多様性尊重を基本理念とし、総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。

## 2 計画策定の背景

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1975 (昭 50)	・「国際婦人年世界会議（メキシコシティ）」開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府「婦人問題担当室」発足		
1977 (昭 52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」婦人問題担当となる	
1978 (昭 53)			・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭 54)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署名		
1980 (昭 55)	・「国連婦人の十年中間世界会議（コペンハーゲン）」開催 ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択		・婦人問題懇話会「知事への提言」「婦人の行動要領」をまとめる	
1981 (昭 56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982 (昭 57)			・婦人問題推進協議会「婦人の地位向上と社会参加」のための意見をまとめる	
1984 (昭 59)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国際法」の改正		
1985 (昭 60)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部拡充</li> <li>・「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>		
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部拡充</li> <li>・「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>		
1987 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 (昭 63)		・女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議		
1990 (平 2)			・婦人青少年課「婦人係」設置	
1991 (平 3)		・「育児休業法」公布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置</li> <li>・「婦人問題連絡会議」を改組し、「女性政策連絡推進会議」設置</li> <li>・「女性問題協議会」設置</li> </ul>	
1992 (平 4)			・「新潟県婦人対策の方向」を改定し「にいがたオアシス女性プラン」策定	
1993 (平 5)	・女性に対する暴力撤廃宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法) 公布	・(財)新潟県女性財団設立	
1994 (平 6)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会(政令)」「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第 2 回及び第 3 回報告審議</li> </ul>		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
1995 (平 7)	・第4回世界女性会議 (北京)において 「北京宣言」採択	・「育児休業法」を「育児 休業・介護休業法」へ 改正(介護休業制度の 法制化)		
1996 (平 8)		・男女共同参画推進連 携会議(えがりてネット ワーク)発足 ・「男女共同参画2000年 プラン」策定	・「ニューにいがた女 性プラン」策定 ・女性児童課を改組し 「女性政策課」設置 ・新潟ユニゾンプラザ 開館	
1997 (平 9)		・「男女共同参画審議 会」設置(法律) ・「介護保険法」公布		
1999 (平 11)		・「男女共同参画社会基 本法」公布	・男女共同参画に関する 県民意識調査	
2000 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000年会議(ニューヨーク)」開催 ・ミレニアム開発目標 (MDGs)設定「目標3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上」 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」 採決	・「男女共同参画基本計 画」閣議決定		
2001 (平 13)		・「男女共同参画会議」 及び「男女共同参画 局」設置 ・「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護に関する法律」施行 ・「仕事と子育ての両立 支援策の方針につい て」閣議決定		
2002 (平 14)			・「男女平等社会の形成 の推進に関する条 例」制定 ・「男女平等社会推進 課」に改称 ・「男女平等社会推進審 議会」設置 ・「男女平等推進相談 室」設置	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2003 (平 15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布</li> </ul>		
2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀野市政施行</li> <li>・企画政策課内に「男女共同参画推進係」設置</li> <li>・「阿賀野市男女参画プラン府内策定委員会」設置</li> <li>・市民公募委員等による検討委員会設置</li> <li>・職員意識調査、市民意識調査実施</li> </ul>
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>		
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定</li> <li>・「新潟県ハッピー・パートナー企業登録制度」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「阿賀野市男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「パートタイム労働法」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		

2008 (平 20)				・「男女共同参画に関する児童・生徒意識調査」実施 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2009 (平 21)		・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議		
2010 (平 22)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） ・国連グローバル・コンパクト（UNGCR）と UN IFEM（現 UN Women）が「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」を共同で作成	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011 (平 23)	・UN Women 正式発足			・「第 2 次阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2012 (平 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			
2013 (平 25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「第 2 次新潟県男女共同参画計画」策定	・「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」実施
2014 (平 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正		・「男女共同参画および少子化対策に関する事業所調査」実施

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	阿賀野市
2015 (平 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）</li> <li>・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「にいがたイクボス促進共同宣言」実施</li> <li>・性犯罪・性紛糾被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）設置</li> </ul>	
2016 (平 28)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正</li> <li>・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）に合意</li> </ul>		・「第3次阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2017 (平 29)		・「刑法」改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	
2018 (平 30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</li> <li>・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定</li> </ul>		・「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」実施
2019 (令元)	・G20大阪首脳宣言	・「女性活躍推進法」改正		・「男女共同参画に関する事業所調査」実施
2020 (令 2)	・国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		

2021 (令3)		・「育児・介護休業法及び雇用保険法」の改正 ・「候補者男女均等法」の改正		・「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」策定
2022 (令4)		・「困難女性支援法」成立	・「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	
2023 (令5)		・「LGBT理解増進法」施行		・「市民意識調査」、「児童・生徒意識調査」、「職員意識調査」実施
2024 (令6)		・女子差別撤廃条約実施状況第9回報告審議		・「男女共同参画に関する事業所調査」実施
2025 (令7)		・「男女共同参画機構法」成立	・「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍企業認定制度（Ni-ful!）」開始	

### 3 基本理念

誰もが個人として尊重され 性別にとらわれることなく  
自分らしく活躍できる いきいき元気なまち

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわりなく男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮できる、自分らしく活躍できるまちの実現に向けて、掲げるものです。総合的・計画的に施策を推進するために、上位計画にあたる総合計画の基本目標等を勘案し、設定しました。

## 4 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。
- (2) この計画は、国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、市の最上位計画である「阿賀野市総合計画（令和7年度～令和14年度）」や関連する分野との整合性を図り策定するものです。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく阿賀野市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけられる計画です。
- (5) この計画は、阿賀野市における男女共同参画社会の実現を図るために、行政、市民、企業、団体等との連携を図りながら、相互の理解と協力のもと、推進していくものです。

## 5 計画の期間

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画とします。ただし、この間の社会情勢の変化や国県の動向のほか、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 6 計画の基本目標

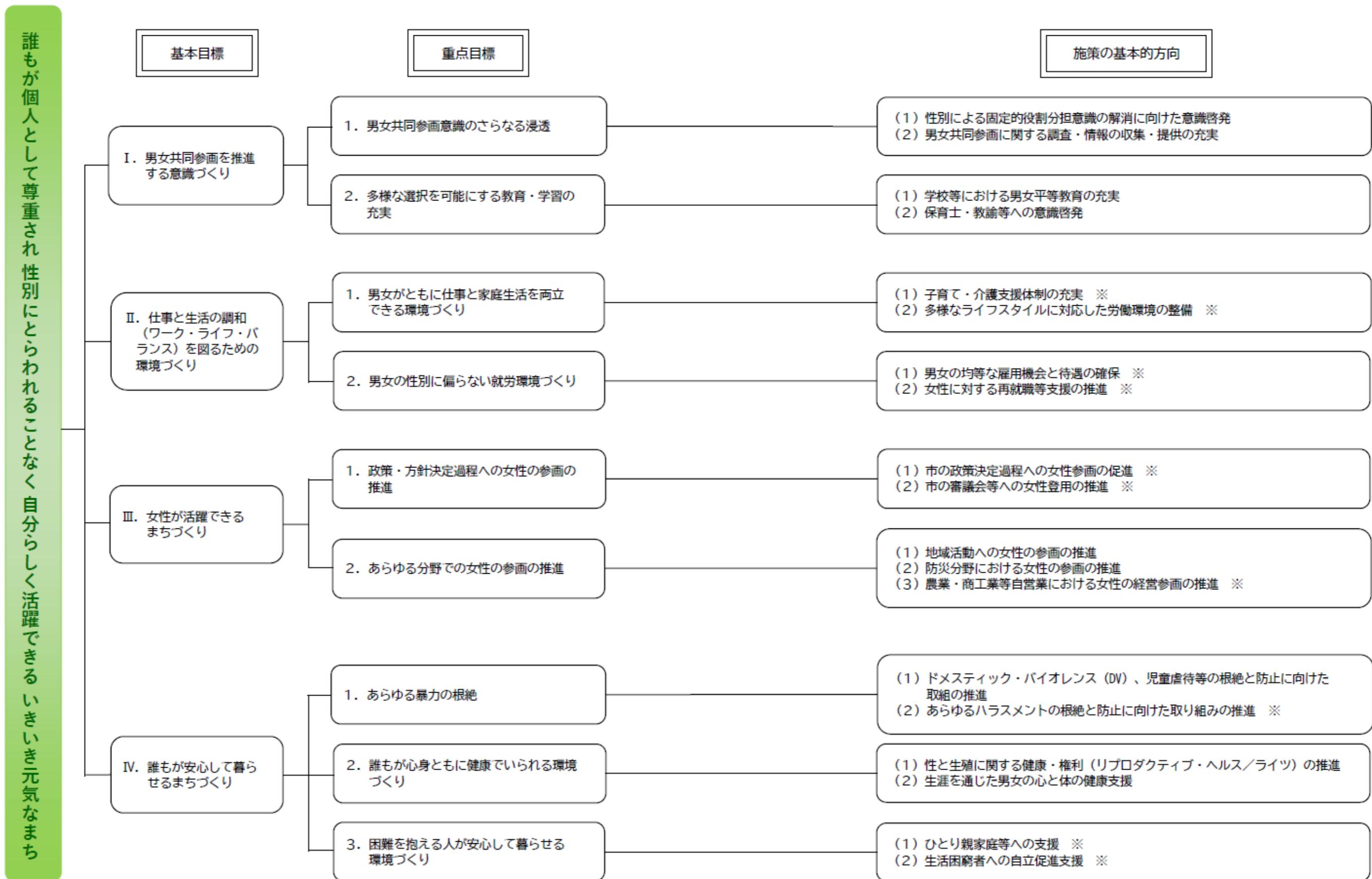
この計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの基本目標を掲げその目標を達成するために10の重点目標、21の施策の基本的方向を設定します。

### 基本目標

- I 男女共同参画を推進する意識づくり
- II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり
- III 女性が活躍できるまちづくり
- IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり

## 7 計画の体系

※「女性活躍推進計画」に位置付ける項目

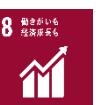
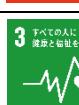


## 8 SDGs の視点による男女平等の推進

SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年(平成27年)9月の国連総会で採択された、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までを期限とする全世界共通の目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、2030年(令和12年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、SDGsの理念の基、「誰もが個人として尊重され 性別にとらわれることなく自分らしく活躍できる いきいき元気なまち」の実現を目指し、様々な施策を推進します。

基本目標	重点目標		SDGs		
I 男女共同参画を推進する意識づくり	1	男女共同参画意識のさらなる浸透	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 10 人や国の不平等をなくそう	
	2	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	 4 真の教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう	
II 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境づくり	1	男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 繁荣がいつも経済成長も	 10 人や国の不平等をなくそう
	2	男女の性別に偏らない就労環境づくり	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 繁荣がいつも経済成長も	 10 人や国の不平等をなくそう
III 女性が活躍できるまちづくり	1	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 繁荣がいつも経済成長も	 10 人や国の不平等をなくそう
	2	あらゆる分野での女性の参画の推進	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 繁荣がいつも経済成長も	 11 住み続けられるまちづくり
	3	女性の市内定着、U・Iターンの推進	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 8 繁荣がいつも経済成長も	 11 住み続けられるまちづくり
IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1	あらゆる暴力の根絶	 3 すべての人に健康と福祉を	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 16 和平と公正をすべての人に
	2	誰もが心身ともに健康でいられる環境づくり	 3 すべての人に健康と福祉を	 5 ジェンダー平等を実現しよう	
	3	困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり	 1 貧困をなくそう	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 10 人や国の不平等をなくそう

## 第2章 基本目標と取組み

### 基本目標Ⅰ

男女共同参画を推進する意識づくり

### 基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり

### 基本目標Ⅲ

女性が活躍できるまちづくり

### 基本目標Ⅳ

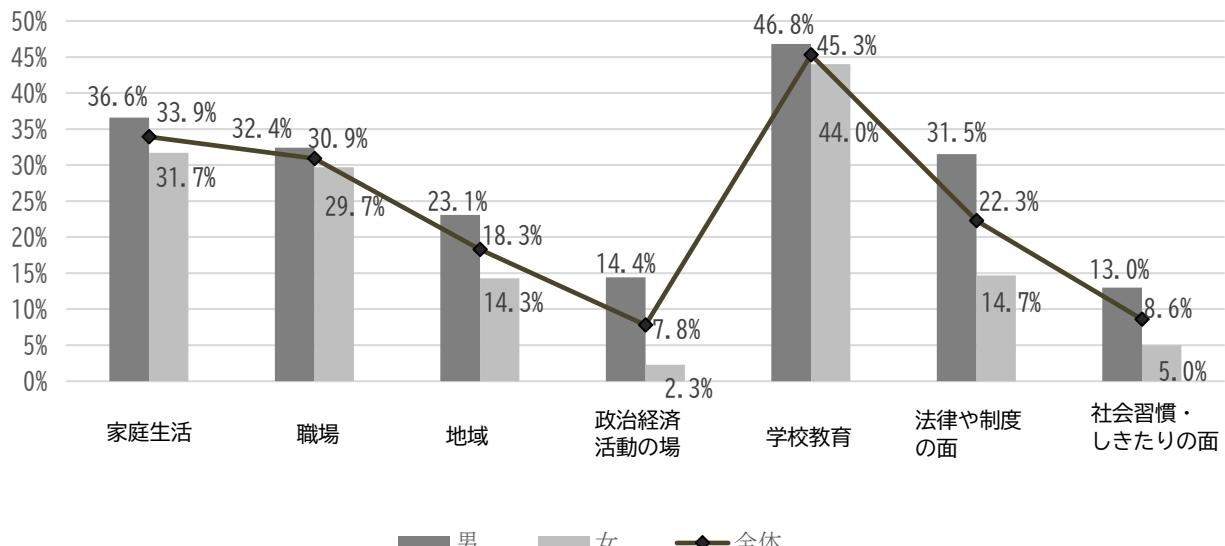
誰もが安心して暮らせるまちづくり

## 第2章 基本目標と取組み

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識づくり

男女共同参画社会を実現するには、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、性別や性自認にかかわりなく、それぞれの人権を尊重しつつ個性や能力を生かした多様な生き方を認めあうことが重要です。しかしながら、市民意識調査によると、それぞれの分野において男女の地位が平等と感じる人の割合は決して高いとはいえない状態です。このことから、広報・啓発活動・教育により男女平等の意識を高め、市民一人ひとりの意識の中にある社会的性別（ジェンダー）※1 にとらわれた意識を解消していくことが重要です。

#### ◆男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ※1 社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/SEX）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」自体は、良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

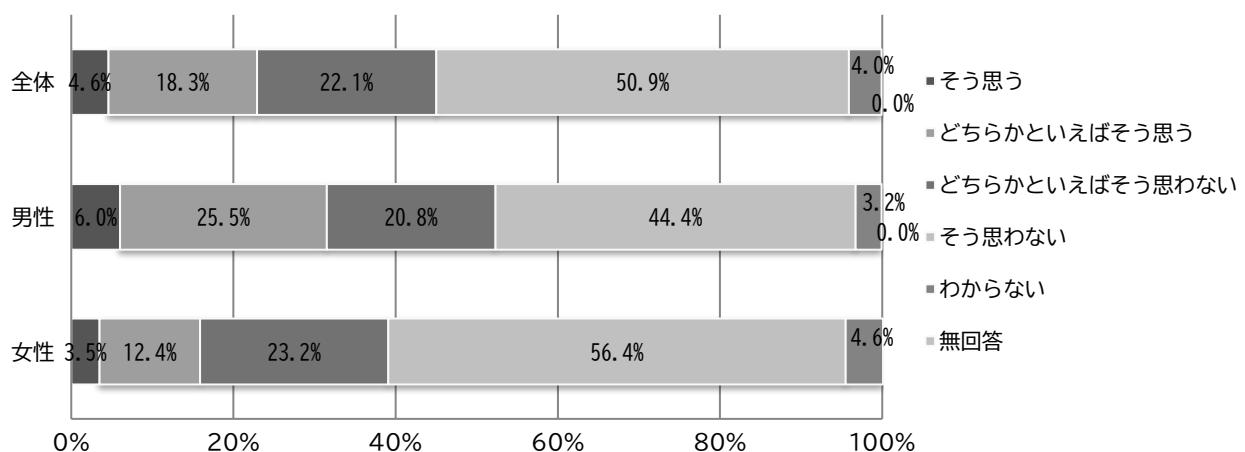
## ◆重点目標 I - 1 男女共同参画意識のさらなる浸透

### 【現状と課題】

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭を中心とするほうがよい」という考えには7割の人が、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべき」という考えには6割以上の人人が否定的で、全計画より一定程度性別による固定的役割分担意識が解消されつつあるものの、依然として性別による固定的役割分担意識※2は根強く残っていることがうかがえます。

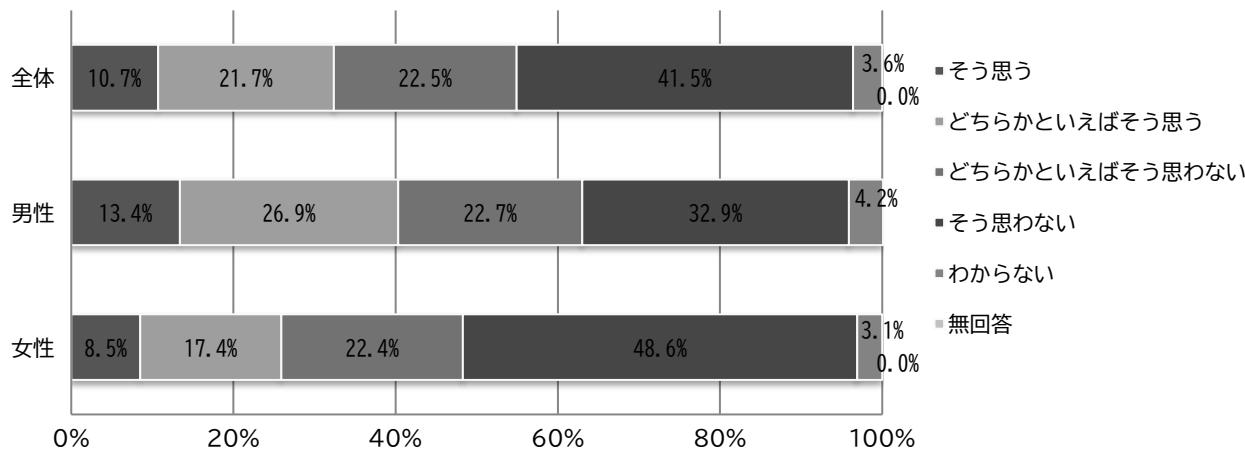
ライフスタイルが多様化していく中では、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画社会の実現の必要性を正しく理解することが不可欠です。そのため、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を積極的に展開し、男女平等意識の浸透を図っていくことが重要です。

#### ◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◆女性は仕事を持つのはよいが、仕事・育児はきちんとすべきと思うか



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

## ◇施策の基本的方向

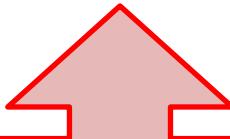
### (1) 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発

具体的事業	取組内容
男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する講座や研修会等を開催します。
男性の家事・育児・介護等への参画推進に向けた講座等の開催	家事・育児・介護等への男性の参画を推進するために 講座や研修会を開催します。
男女共同参画社会に関する情報発信	広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に関する施策等について情報を発信します。
性的少数者（LGBTQ+※3）に対する正しい知識の啓発	性的少数者に対する正しい理解を促すため、広報誌やホームページ等を活用し、広報活動を行います。

## ◇施策の基本的方向

### (2) 男女共同参画に関する調査・情報の収集・提供の充実

具体的事業	取組内容
市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。
市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。
児童・生徒の意識調査の実施	児童・生徒の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。
事業所意識調査の実施	市内事業所の男女共同参画に関する意識を調査し、実態の把握に努めます。



※主管課の欄を削除しています。

上位計画である総合計画にも主管課の記載はないこと、組織機構改編による業務の振り分けが発生する関係から、現時点で課名を記載しづらいことが理由になります。

#### ※2 性別による固定的役割分担

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、固定的に役割を分けること。

#### ※3 LGBTQ+（性的少数者）

Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer（クィア）、Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉。セクシャルマイノリティ（性的少数者、性的マイノリティ）を表す愛称のひとつ。そこに+（プラス）を付けることで、LGBTQに当てはまらない多様な性を表現しているもの。

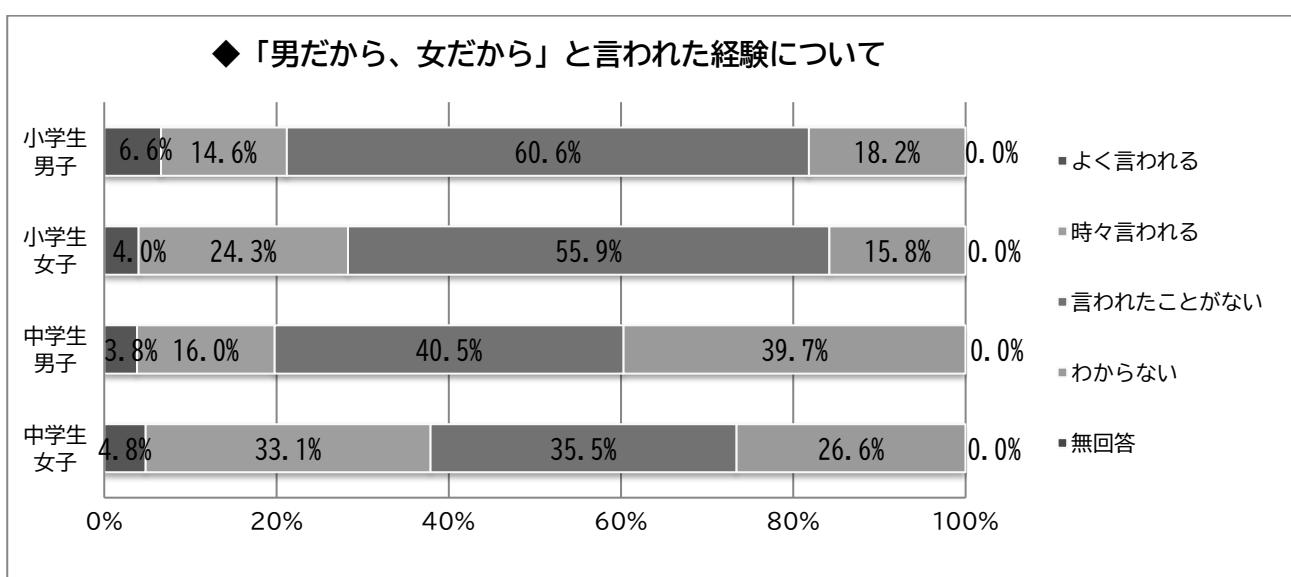
## ◆重点目標 I - 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 【現状と課題】

幼児期からの体験や経験は、その後の人格形成に大きな影響を与えるとされています。児童・生徒意識調査によると、中学生女子が全体を通して1番値が高く、4割以上が性別による振る舞い方を求められたことがあると回答しています。

性別による固定的役割分担の解消には、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育や生活環境に身を置くことが重要です。

次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず個性と能力を發揮し、主体的に自らの進路等を決定することができるよう、個々に応じた教育・指導が必要です。



### ◇施策の基本的方向

#### (1) 学校等における男女平等教育の充実

具体的事業	取組内容
ジェンダー平等の視点に立った人権尊重教育の推進	性別・性差にかかわらず人権を尊重する意識を高める授業、講演会等を行います。
固定的な考え方とらわれない専攻や職業に関する幅広い情報の提供	性別等による固定的な考え方とらわれることなく、主体的に進路選択ができるように、キャリア教育を推進します。

### ◇施策の基本的方向

#### (2) 保育士・教諭等への意識啓発

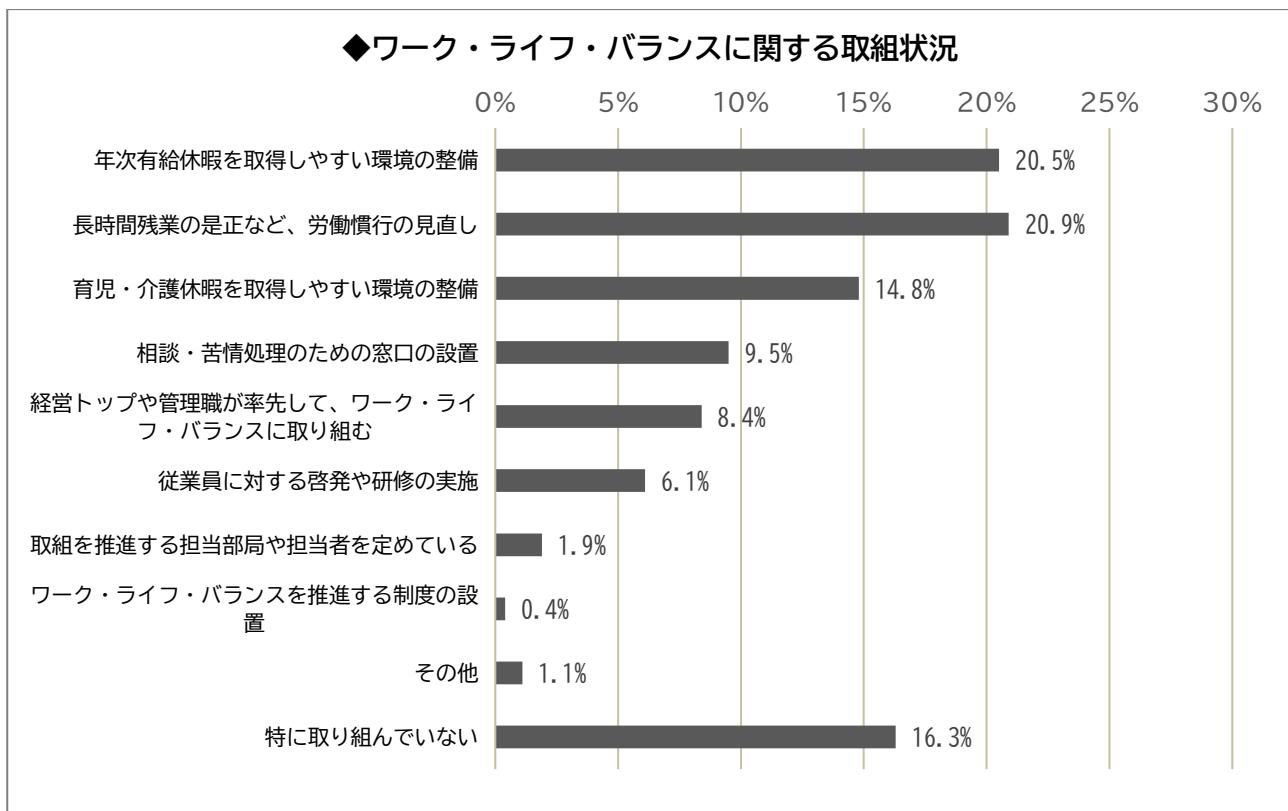
具体的事業	取組内容
男女共同参画に関する保育士・教諭等に対する啓発の推進	保育士・教諭等に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。

## 基本目標II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るためにの環境づくり

女性活躍の推進は、少子高齢化の進行や雇用状況の変化など、多様化する社会において重要な意義を持ちます。

また近年では、すべての人が多様な生き方を尊重され、その個性と能力を発揮し、充実した生活を送るために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※4の実現が特に重要なとなっています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、すべての人が働き方を見直すとともに、女性だけではなく男性も家事や子育てなどへ参画し、仕事と家庭のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

企業にとっても、仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保や社員の意識向上、生産性の向上など多くのメリットがあるため、企業に対しても理解を求めていきます。



資料：令和6年度男女共同参画に関する事業所意識調査結果より

※4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発等のさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

## ◆重点目標II-1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

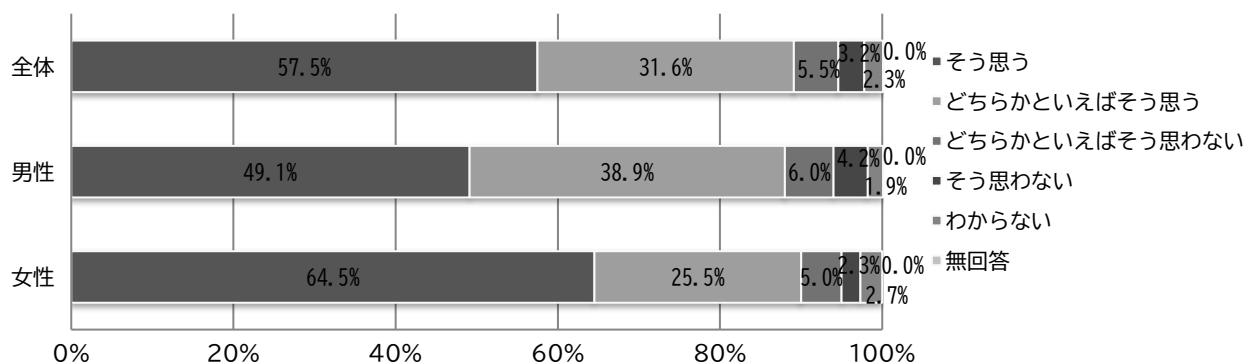
### 【現状と課題】

市民意識調査によると、「男性も女性と平等に家事・育児をするべきである」という考え方に対して約9割の人が賛成している一方、6割近くの人が「女性は子どもが小さいうちは子育てに専念するほうがよい」と考えています。このことから、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、特に働く女性にとっては、家庭と仕事の両立を図ることが大きな負担となっていることがわかります。

このような現状を変えていくためには、男性の家事・育児などへの参画についての意識啓発を行うとともに、すべての人が育児・介護休業制度等を活用するなど、育児や介護に参加しやすい職場づくりを進めることが重要です。

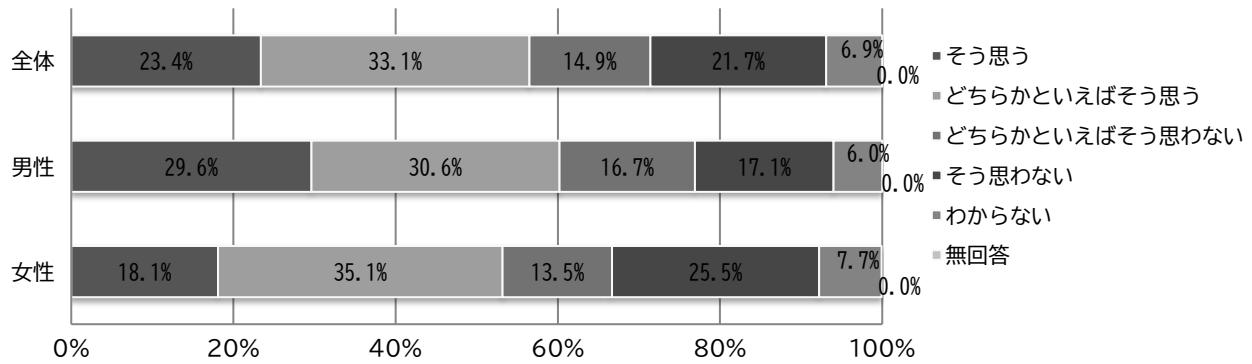
また、女性の社会進出や家族形態の多様化に伴い、子育てや介護を取り巻く環境は変化しています。誰もが安心して子どもを産み育てることができ、住み慣れた地域で仕事と家庭生活を両立することができるよう、子育て・介護を地域全体で支援していきます。

#### ◆男性も女性と平等に家事・育児をするべきだと思うか



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◆女性は子どもが小さいうちは子育てに専念する方がよいと思うか



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) 子育て・介護支援体制の充実

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
多様な保育サービスの充実	多様で良質な保育サービスの確保に努め、延長保育・幼稚園での預かり保育等の各種保育サービスにより子育て期の男女の社会生活を支援します。
放課後児童クラブの充実	働く親が安心できるよう、学童保育の機能充実に努めます。
ファミリーサポートセンター事業の充実	相互援助や組織の活用を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。
子育て支援センターの充実	子育てに関する情報提供を行い、安心して子育てができるよう、親子の遊び場の提供等を行います。また、相談等により個々の家庭に応じた支援を行います。
子育て応援カード事業の実施	地域ぐるみの子育て支援体制を確立するため、子育て応援カード事業を周知します。
子どもの医療費助成の充実	安心して子育てができる環境づくりとして、子どもの医療費助成の充実に努めます。
育児・子育て講座等の開催	子育て中の男女のための講座等を開催します。
介護保険制度の利用に向けた情報提供の充実	介護保険制度の周知を図るため、広報紙やパンフレット配布等による情報提供を行います。
介護予防・生活支援の充実	一般高齢者を対象に、高齢者の健康づくり事業を実施し、介護予防に関する知識の普及を図ります。

◇施策の基本的方向

(2) 多様なライフスタイルに対応した労働環境の整備

【女性活躍推進】

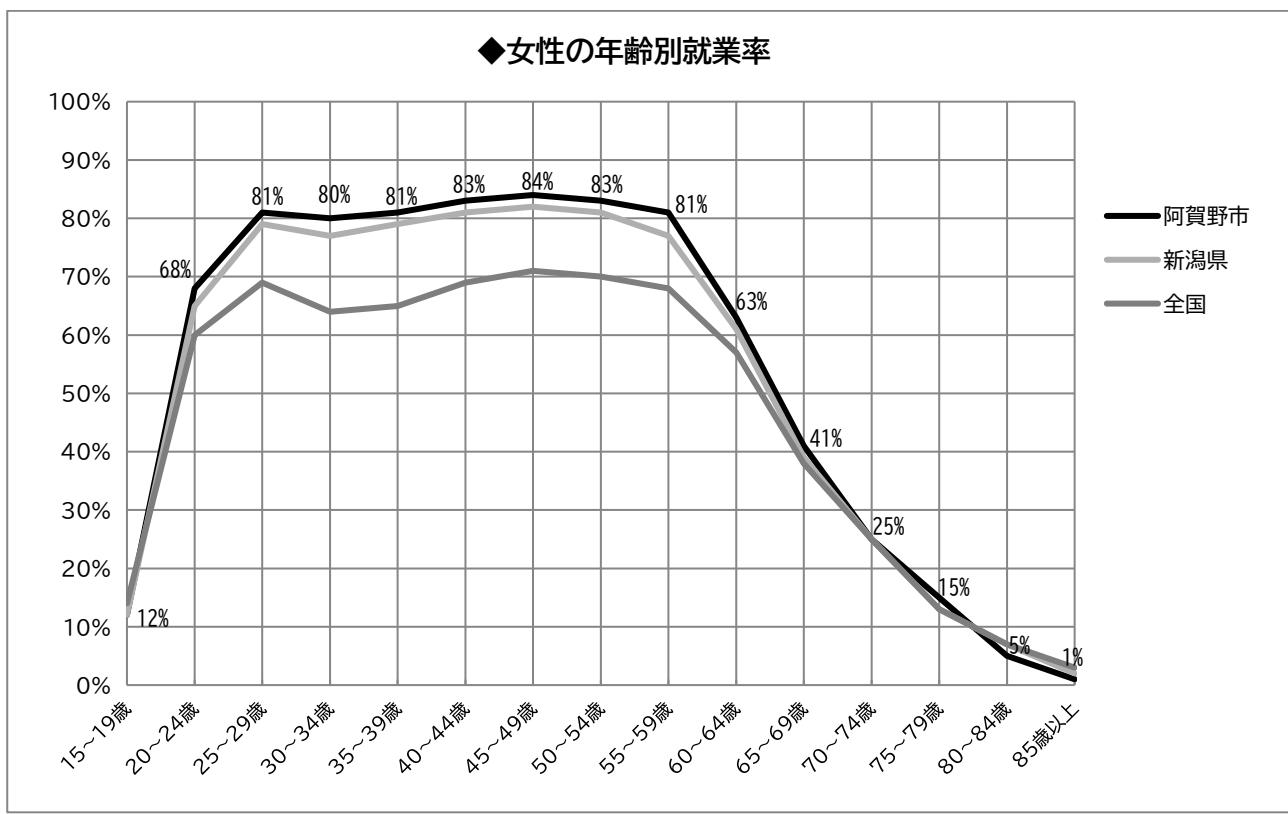
具体的事業	取組内容
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	リーフレットやホームページ等による情報発信により、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。
育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休暇の取得を促進するため、リーフレットやホームページ等により制度周知や啓発を行います。
新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度への登録推進	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度への登録を推進し、ホームページや広報誌等により市内登録企業の取り組みを紹介します。
新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度に対する競争入札参加資格格付の加点評価の実施	入札参加資格業者の格付について、男女共同参画を推進する新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度登録企業に対し、加点評価を実施します。

## ◆重点目標II-2 男女の性別に偏らない就労環境づくり

### 【現状と課題】

日本の女性の労働力率は、30歳代で一旦落ち込み、40歳代にかけて再び上昇に転じる、いわゆるM字カーブ※5を描くことが特徴となっています。阿賀野市では、令和2年の国勢調査の結果から、全国や県と比べて女性の就業率が高く、結婚・出産後も仕事を続ける女性が多いことがわかります。その一方で、市民意識調査では「職場における男女の地位の平等感」について、5割以上の人人が男性の方が優遇されていると感じています。

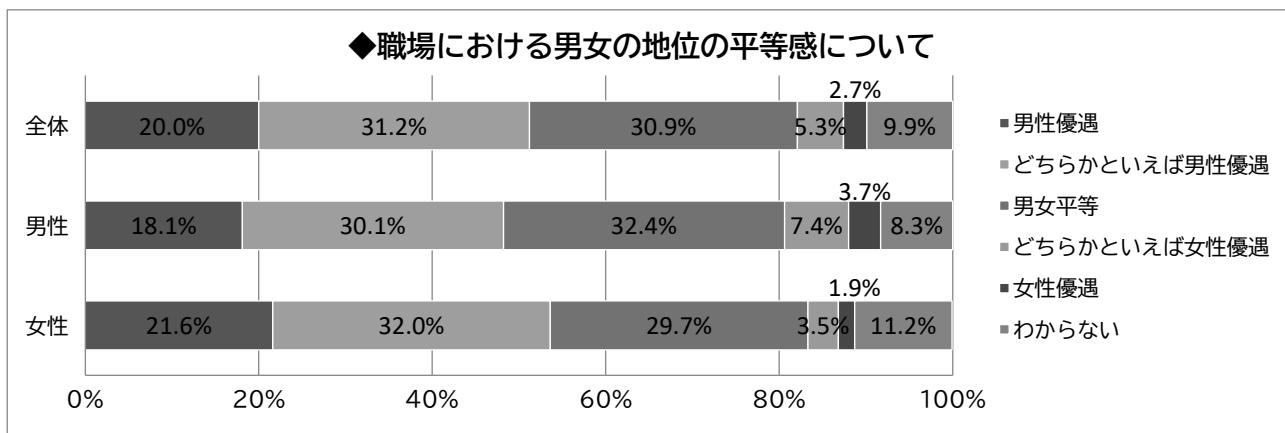
男女がともにその能力を十分に発揮するためには、性別に左右されない働きやすい環境づくりが必要です。企業においては、意欲と能力のある女性が活躍できる環境づくりに向けて「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づく取組について推進することが重要です。



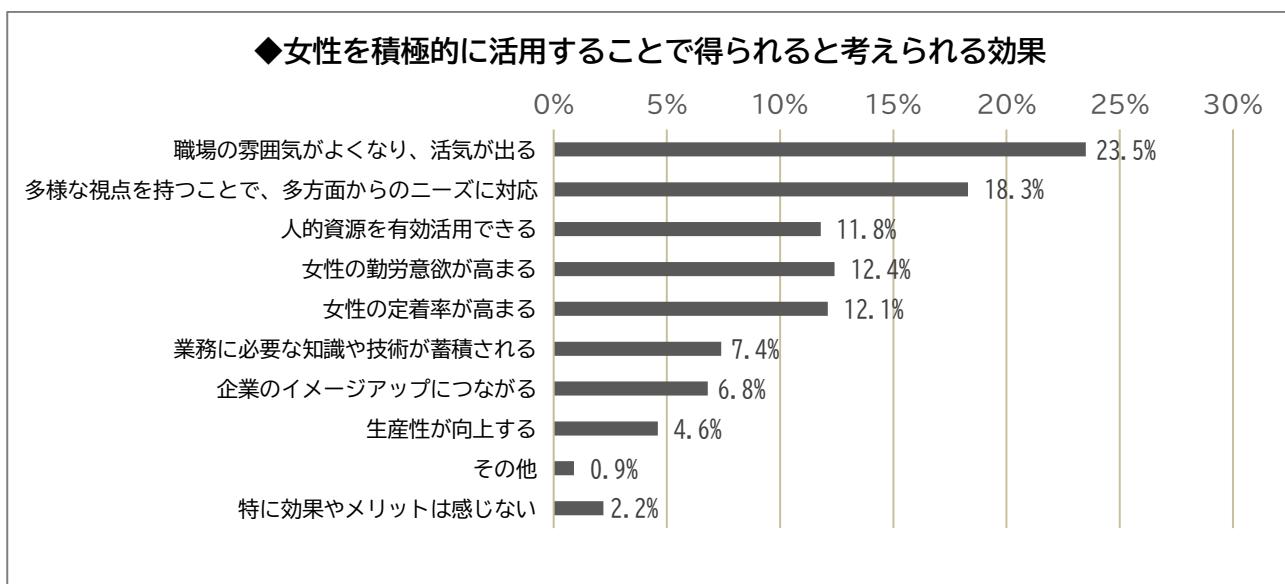
資料：令和2年国勢調査

### ※5 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳後半と40歳が山になる、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。



資料：令和6年度男女共同参画に関する事業所意識調査結果より



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

#### ◇施策の基本的方向

##### (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

##### 【女性活躍推進】

具体的な事業	取組内容
男女雇用機会均等法等の周知・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、事業所等への周知・啓発を図ります。
職業能力・技術を習得する学習機会の提供	職業能力・技術を習得する講座等の情報提供を行います。
男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	リーフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進法に則り事業所への普及・啓発を図ります。

#### ◇施策の基本的方向

##### (2) 女性に対する再就職等支援の推進

##### 【女性活躍推進】

具体的な事業	取組内容
就職・再就職に向けた学習機会等の提供	就職・再就職を目指す女性を対象に、キャリアアップ等に必要な講座等の情報提供を行います。

## 基本目標Ⅲ 女性が活躍できるまちづくり

少子高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化しています。将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力のある社会を構築・維持していくためには、性別や年齢にかかわらず、すべての人があらゆる分野に参画し、多様な視点の導入と人材を活用することが重要です。

「女性活躍推進法」では、あらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※6 による目標達成に向け、官民を挙げて取り組む必要性が強調されています。

あらゆる分野における固定的な性別役割分担を解消し、政策や意思決定の場などへの女性の参画を促すことで、女性のエンパワーメント※7 を推進する必要があります。

### ◆重点目標Ⅲ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、共に責任を担うことが重要です。

阿賀野市における女性職員の管理職等（係長相当職以上）の登用率はここ数年横ばいで推移しています。多様な市民ニーズに柔軟に対応できるよう、ダイバーシティ※8 の観点からも、女性管理職の積極的な登用が必要です。

一方、審議会等の委員に占める女性の割合は右肩上がりで推移しています。しかし、依然として女性委員のいない審議会等も存在していることから、男女の意見がバランスよく反映されるよう、女性委員の登用について引き続き働きかけを行っていく必要があります。

#### ※6 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、あらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法に盛り込まれている。

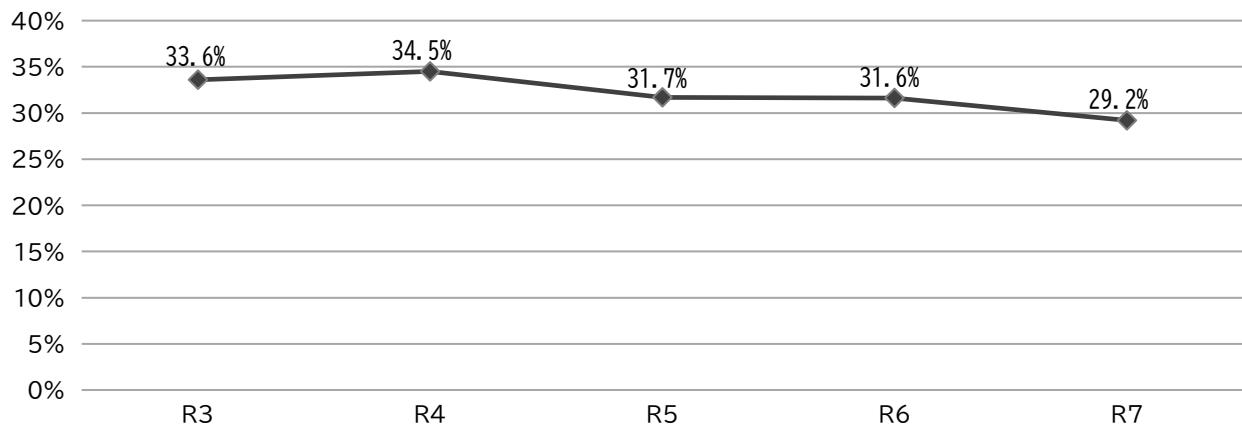
#### ※7 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

#### ※8 ダイバーシティ

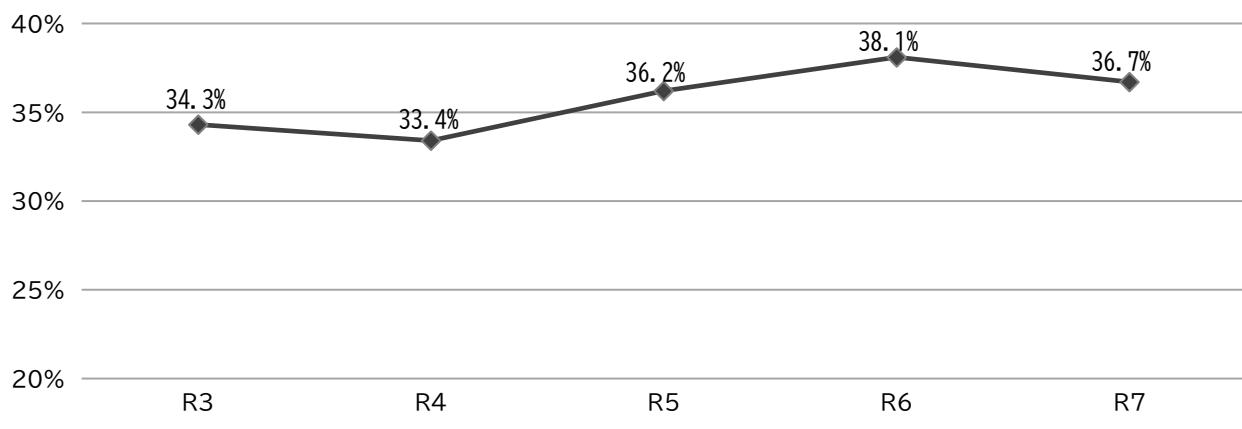
多様性を意味し、組織や社会において、人種・文化・年齢・性別・障がいの有無・価値観など、人々が持つ様々な違いを尊重し積極的に活かす考え方。

### ◆阿賀野市職員の管理職等への女性の登用率



資料：企画財政課

### ◆阿賀野市の各種審議会等への女性の登用率



資料：企画財政課

### ◇施策の基本的方向

#### (1) 市の政策決定過程への女性の参画の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
市女性職員の育成及び管理職への登用促進	男女問わず管理職職員の育成に努め、女性管理職登用に向けた意識改革を図ります。

### ◇施策の基本的方向

#### (2) 市の審議会等への女性登用の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
委員会・審議会等への女性委員の登用促進	市の「審議会等の委員の任命に関する指針」の周知と女性委員の参画拡大を図ります。

## ◆重点目標III-2 あらゆる分野での女性の参画の推進

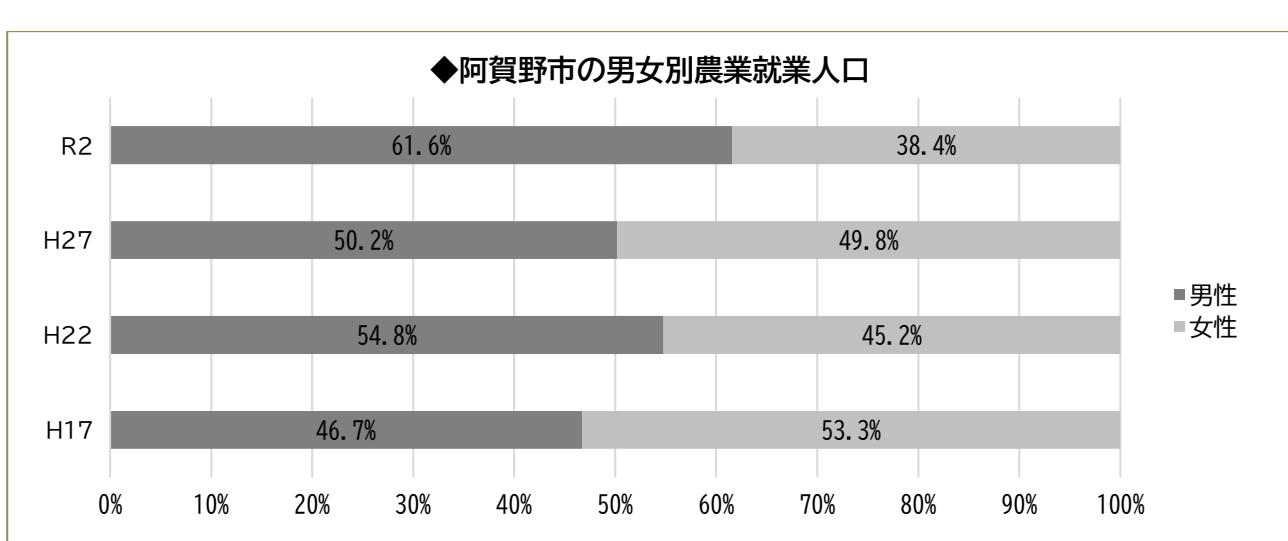
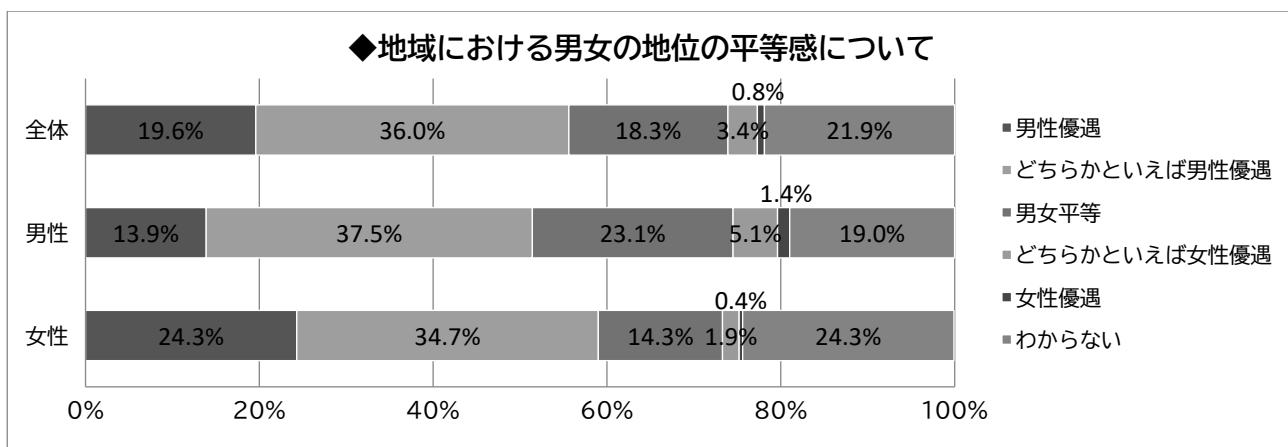
### 【現状と課題】

市民意識調査によると、「地域における男女の地位の平等感」について、男女平等であると感じている人の割合は低く、特に女性で平等だと感じている人の割合は15%程度に留まっています。これは、地域活動や防災活動等の社会活動の場では、男性の方が女性よりも活動している割合が高く、各団体の長や役員といった責任のある役割も男性が担うことが多いという現状があります。

近年では、数々の災害が発生しており、それらの教訓から、避難所運営など防災の分野においても、男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠なものとなっています。

産業の分野においても、女性は担い手として重要な役割を果たしていますが、経営における方針決定などは男性中心に行われることが多く、事業活動や家事などで女性が果たしている役割について適正に評価されていないことが少なくありません。いずれも固定的役割分担意識に基づく慣習等が、意思決定や経営に対する女性の参画を妨げている要因と考えられます。

地域や組織等に残る意識変革のための普及啓発を進めるとともに、女性の経営能力や技術向上に対する支援を行うことが重要です。



◇施策の基本的方向

(1) 地域活動への女性の参画の推進

具体的事業	取組内容
自治会等、地域における女性の参画促進	ホームページ等を活用し、地域づくり活動における女性参画の必要性について啓発を行います。

◇施策の基本的方向

(2) 防災分野における女性の参画の推進

具体的事業	取組内容
女性の視点を取り入れた防災体制の構築	女性の視点を踏まえた避難所運営を行います。
消防団活動への女性団員の参画促進	消防団事業への女性の参画拡大を図るとともに、災害弱者である年少者・高齢者等への防災指導において女性の視点を取り入れるとともに災害現場において女性の視点から支援を実施します。

◇施策の基本的方向

(3) 農業・商工業等自営業における女性の経営参画の推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
家族経営協定締結に向けた女性・若い世代への普及・啓発	女性の経営参画を促すとともに、家族経営協定※9について女性や若い世代への普及啓発を図ります。
事業所等における女性管理職登用の促進	女性人材の促進に関する広報活動を積極的に行います。
自営業や農業経営等における女性の経営参画の促進	女性の経営参画を促し、若い世代も含め男女が対等に経営参画するための広報活動を行います。

※9 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日、労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。

## ◆重点目標Ⅲ-3 女性の市内定着、U・Iターンの推進

### 【現状と課題】

本市の人口（社会動態）は、平成7年まで増加傾向であったものの、それ以降は減少傾向となっています。年齢別では15～24歳までの転出超過が大半を占めており、進学や就職を契機とした若年層の流出、特に若い女性の首都圏への流出に歯止めがかかっていないことが現状です。

これは地方における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※10 が根強く存在しており、女性の居場所や出番が奪われてしまっていることや、女性が働きにくい環境であることが要因であると、国の第5次男女共同参画基本法に記述があります。

阿賀野市が「誰もが個人として尊重され 性別にとらわれることなく 自分らしく活躍できるいきいき元気なまち」を目指すうえで、男女平等の視点からも、女性にとって暮らしやすく魅力的な環境を作るとともに、U・Iターン希望者や潜在的な移住検討者に訴求していくことが、重要になります。

### ◇施策の基本的方向

#### （1）社会・地域・家庭における女性の活動の自由な選択を妨げない環境づくりの促進

具体的事業	取組内容
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に対する正しい認識の普及・啓発	ホームページや広報、チラシ等を活用して普及・啓発を行い、市民の理解増進に努めます。

### ◇施策の基本的方向

#### （2）U・Iターン関心者への伴走支援や必要な情報の提供

具体的事業	取組内容
U・Iターン関心者の相談対応や伴走支援の実施	LINEでの相談対応や移住体験でのプラン作成や当日の案内、移住する際の補助金の申請手続き等の伴走支援を行います。
U・Iターン関心者へ移住に必要な情報の提供	女性のU・Iターンを促進できるよう、情報発信に努めます。

※10 アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいてない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では認識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため「無意識の偏見」とも呼ばれる。

## 基本目標IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり

すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためにには、個性や多様性を認め、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

暴力やハラスメント※10は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為です。暴力を容認しない社会意識を醸成する取組を推進することが重要です。

誰もが家庭や地域等で充実した生活を送るためにには、生涯を通じて心身ともに健康でいることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援していきます。

また、経済状況の変化などにより、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立などの困難を抱える人が増加しています。生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。

### ◆重点目標IV-1 あらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

市民意識調査によると、1割以上の人人がDV（ドメスティック・バイオレンス）※11 やセクシャル・ハラスメントの被害を受けたことがあると答えており、被害を受けた人の5割以上が相談をしなかった、できなかつたと回答しています。また、調査には表れない潜在的なDVやハラスメントも存在していると思われ、被害を受けたり、被害が疑われる場合は、「ひとりで悩まず相談する」ことの大切さを啓発するとともに、相談窓口の周知を強化しなければなりません。

DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待についても同時に行われていることが少なくありません。児童虐待に対しては、関係機関等との連携の下、虐待予防を行うとともに早期発見・早期対応を図ることが重要です。

#### ※10 ハラスメント

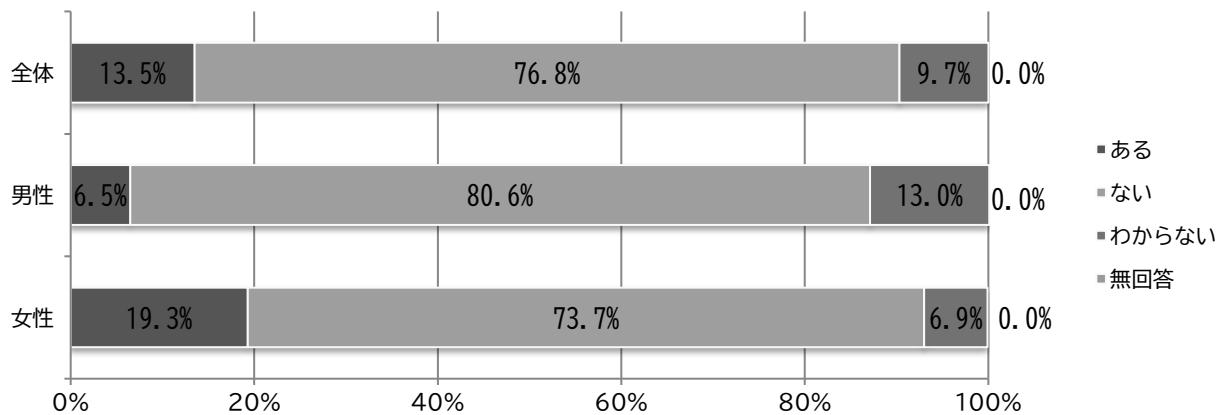
「嫌がらせ」を指し、他者に対する発言・行為等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与えることをいう。代表的なものは次のとおり。

- ▶セクシュアル・ハラスメント…性的な嫌がらせのこと。身体的な接触だけでなく、言葉によるものもある。
- ▶ジェンダー・ハラスメント …性に関する固定観念や差別意識に基づいた嫌がらせ行為のこと。
- ▶パワー・ハラスメント …職務上の地位や人間関係などの上下関係や優位性を利用し、業務の適正な範囲を超えて、本人の意に反することを強要する行為や言動のこと。
- ▶マタニティ・ハラスメント …妊娠や出産をした女性職員に対して、異動や減給、自主退職の強要など、不当な扱いを行うこと。
- ▶モラル・ハラスメント …言葉や態度などにより陰湿に繰り返される、精神的な暴力や嫌がらせのこと。

#### ※11 DV（ドメスティック・バイオレンス）

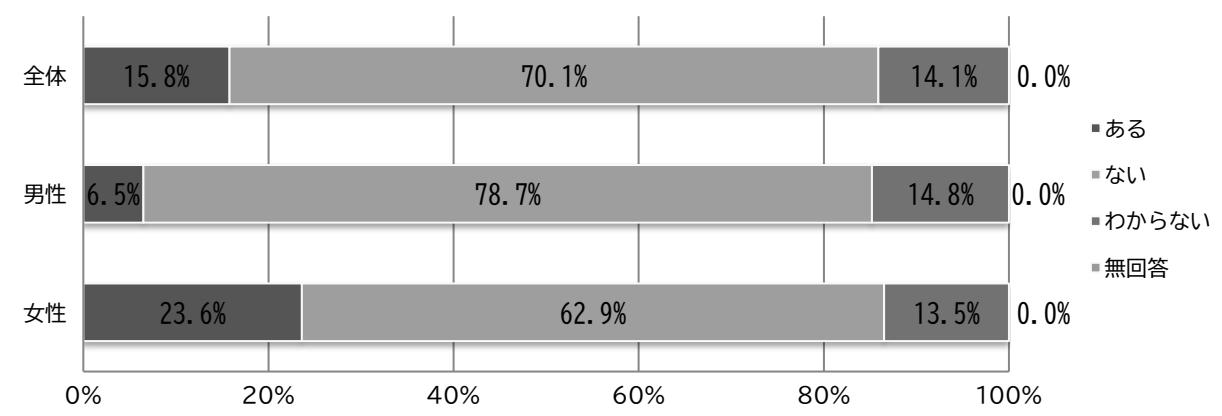
配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。家庭内の起こることが多いため被害が潜在しやすい。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含み、女性だけでなく男性や性的マイノリティの人が被害者となることもある。

### ◆ドメスティック・バイオレンスの被害経験



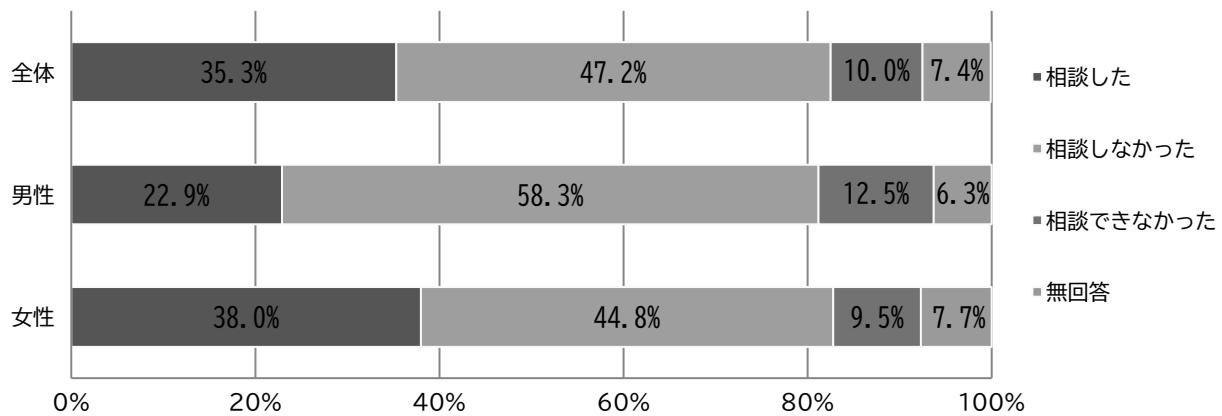
資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

### ◆セクシャル・ハラスメントの被害経験



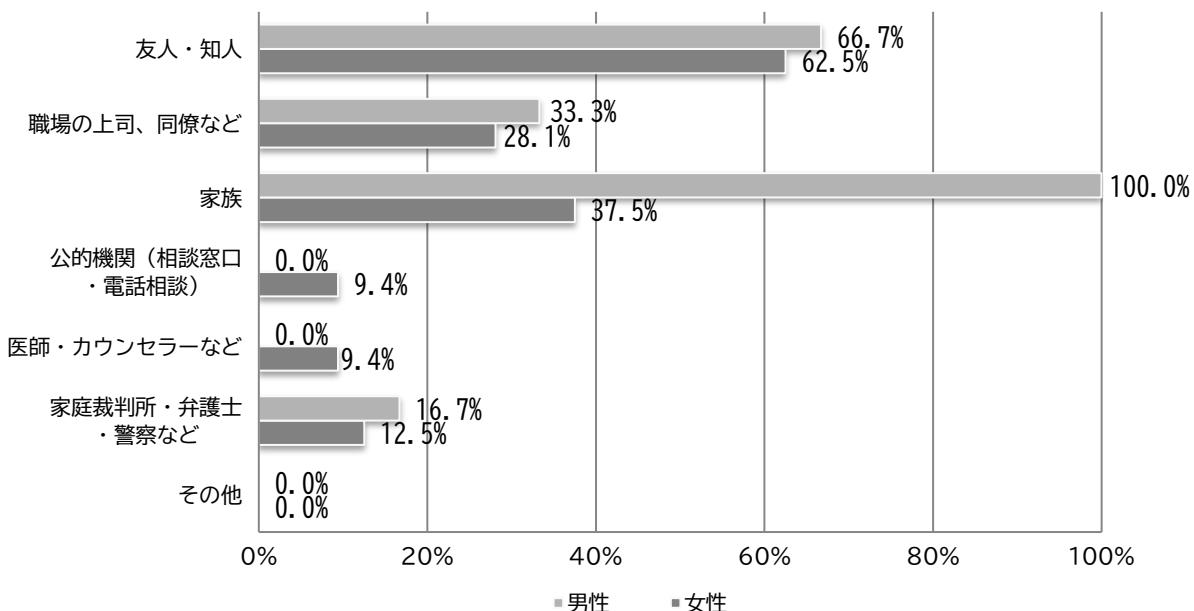
資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

### ◆セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの相談状況



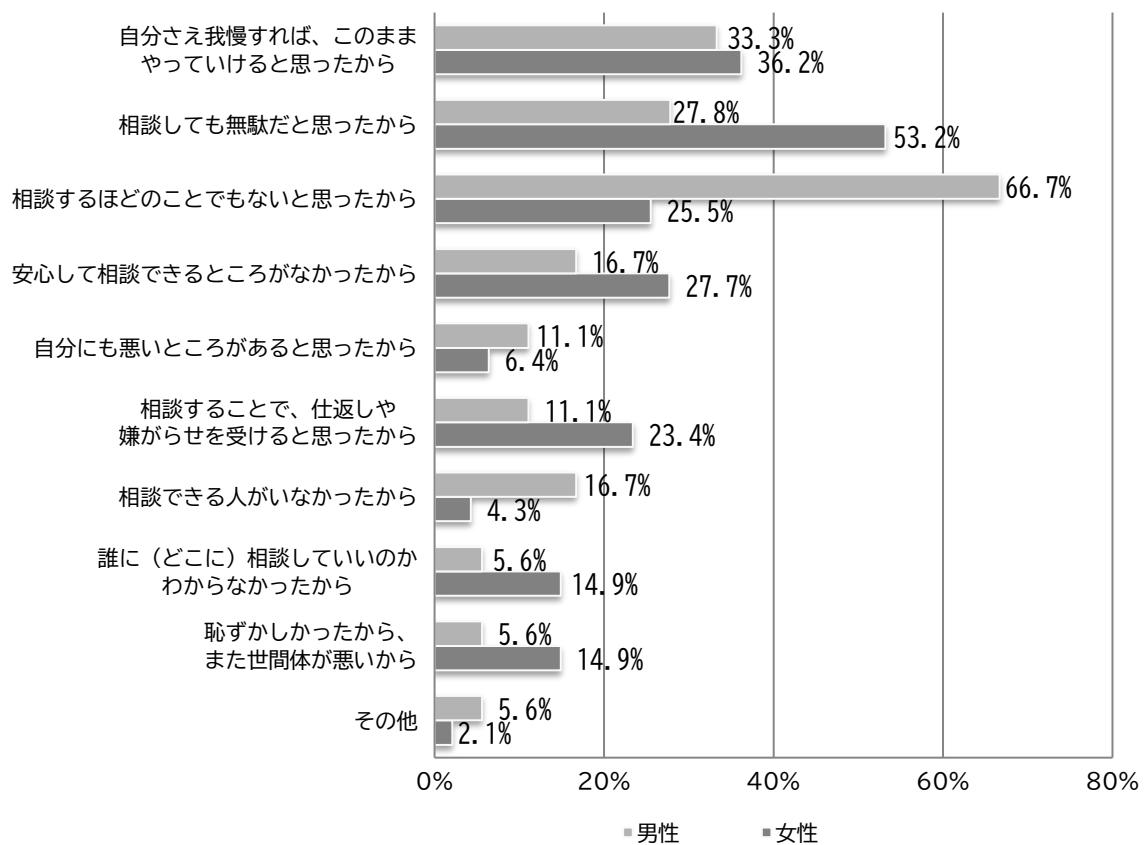
資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

### ◆セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの相談先



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

### ◆どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）理由について



資料：令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査結果より

◇施策の基本的方向

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 、児童虐待等の根絶と防止に向けた取組の推進

具体的事業	取組内容
児童虐待・DV防止に向けた啓発の推進	ポスター・パンフレット等による広報活動及び児童虐待・DV防止に関する講座等を開催します。
DV等に関する相談窓口の周知	各種相談窓口について、チラシやホームページ等による積極的な周知を行います。
デートDV防止に向けた啓発の推進	生徒を対象にデートDV防止のため、チラシ等による意識啓発を行います。
市民に対する学習機会の提供	市民を対象に、人権・DV等に関する研修会等を開催します。

◇施策の基本的方向

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた取り組みの推進

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント等、あらゆるハラスメント防止のため、パンフレット等による意識啓発を行います。

## ◆重点目標IV－2 誰もが心身ともに健康でいられる環境づくり

### 【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。特に女性は、妊娠・出産や更年期など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意しなければなりません。しかし、市民意識調査の結果では8割以上の人人が性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※12について認知していない状況です。女性の人権を尊重する観点からも、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、社会全体で認識し、普及していかなければなりません。

また、今後ますます進展が予想される超高齢社会において、一人ひとりの生活の質を向上させ、健康寿命を長くするとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められています。男女の性差に応じた健康づくり・体力づくりのための各種教室などの取り組みも重要です。

### ◇施策の基本的方向

#### （1）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の推進

具体的事業	取組内容
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	性と生殖に関する健康と権利について理解を深めるため専門家による講座等を開催します。
妊娠・出産・子育て・不妊に関する健康支援の充実	子育て電話相談、健康診査、家庭訪問、マタニティスクール、不妊相談を実施します。
学校等における性教育の充実	性に関する正しい知識を身につけ、望まない妊娠や性感染症などの危険を回避する力とともに、命の大切さを学ぶ機会とする学習会等を開催します。

### ◇施策の基本的方向

#### （2）生涯を通じた男女の心と体の健康支援

具体的事業	取組内容
ライフステージに応じた健康保持の促進	健康寿命の延伸を図るため、健康に関する情報提供や運動教室等を開催します。
心の健康づくりの推進	ストレスや心の不安等を解消するため、講演会・研修会を実施します。
受診しやすい健診体制の整備	生涯にわたる健康づくりを支援するため、特定健康診査や各種健康診査の充実と、性差に配慮した受診しやすい健診体制の整備に努めます。

※12 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

生涯にわたって性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあること、またその状態を享受する権利のこと。生殖の自己決定権（産む自由・産まない自由を自己選択できる権利）なども含まれる。

## ◆重点目標IV－3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり

### 【現状と課題】

非正規雇用者やひとり親世帯は、不安定な雇用や収入格差による貧困、社会的孤立など生活上の困難に陥りやすく、特に母子家庭は全国的に平均年収が父子家庭や一般家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱えることが多い傾向にあります。

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることで、貧困等の次世代への連鎖を断ち切り、安定した生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。

<母子・父子世帯数の推移>

#### 〔母子世帯〕

	2010年	2015年	2020年	2020年 - 2015年
阿賀野市	147世帯	172世帯	133世帯	▲ 34世帯
新潟県	10,364世帯	10,538世帯	9,016世帯	▲ 875世帯

#### 〔父子世帯〕

	2010年	2015年	2020年	2020年 - 2015年
阿賀野市	30世帯	24世帯	16世帯	▲ 8世帯
新潟県	1,148世帯	1,142世帯	1,005世帯	▲ 137世帯

資料：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

※国勢調査における母子・父子世帯とは、未婚・死別又は離別の女親または男親とその未婚の18歳未満のこどものみからなる一般世帯をいう。

<母子・父子世帯の平均収入・所得（全国）>

	2010年	2015年	2020年
母子世帯（全国ひとり親世帯等調査）	291万円	348万円	375万円
父子世帯（全国ひとり親世帯等調査）	455万円	573万円	605万円
児童のいる世帯（国民生活基礎調査）	658万円	707万円	813万円

資料：平成23年、平成28年、令和3年全国ひとり親世帯等調査 平成23年、平成28年、令和3年国民生活基礎調査

※全国ひとり親世帯等調査における平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

◇施策の基本的方向

(1) ひとり親家庭等への支援

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
各種手当・助成の実施	児童扶養手当や医療費助成等により、生活の安定を図ります。
就労支援の実施	ひとり親家庭等の扶養者の就労・キャリアアップを支援し、自立の促進を図ります。

◇施策の基本的方向

(2) 生活困窮者への自立促進支援

【女性活躍推進】

具体的事業	取組内容
生活困窮者に対する包括的な支援の実施	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援等、各種支援により自立の促進を図ります。

## 第3章 計画の推進

- 1 施策の推進体制
- 2 進行管理
- 3 指標の一覧

## 第3章 計画の推進

計画推進のための施策は多岐にわたり、市の最上位計画である「阿賀野市総合計画」においては、その基本事業の一つに「男女共同参画の推進」を掲げ、**男女共同参画の推進に向けた意識啓発や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られる環境を整備すること**としています。

市の全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、職員一人一人も意識的に、事業を進めていくことが重要です。

### 1 施策の推進体制

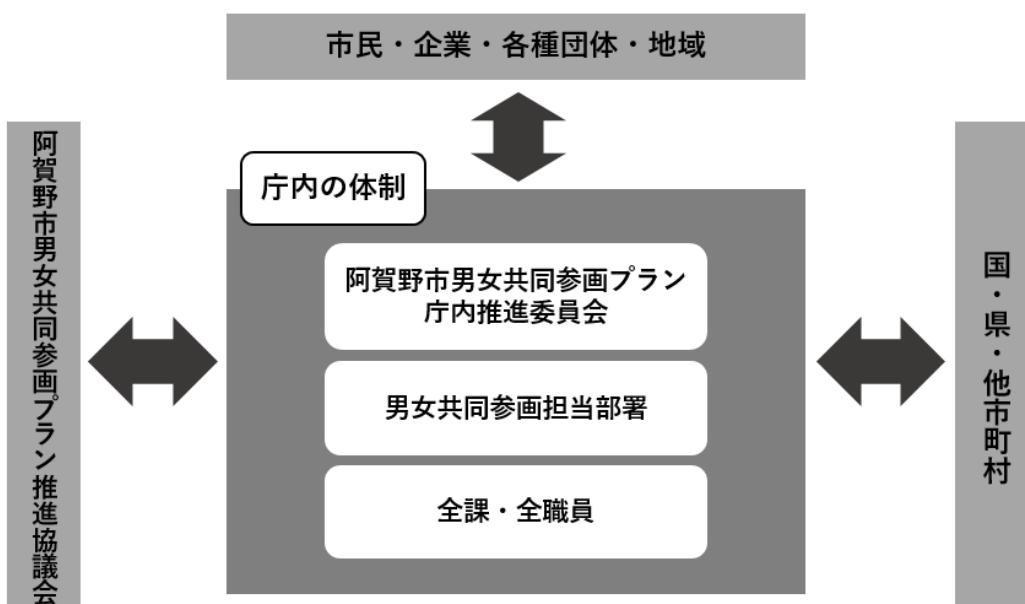
男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、課長等で構成する「阿賀野市男女共同参画プラン府内推進委員会」を推進体制とし、全府的な計画の遂行を図ります。

また、各種団体の代表者で構成する「阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況などについて幅広く意見を求め、施策に反映させるよう努めます。

### 2 進行管理

計画の着実な推進のため、毎年度、施策及び事業の達成状況や事業効果について確認し、その後の計画推進に反映させるよう努めます。

また、計画期間内であっても、市民の意識や実態及び社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行います。



### 3 指標の一覧

#### 【本プランにおける指標設定の考え方】

プランの進捗状況を的確に把握し、実現性を高めるため、基本目標ごとに定量的な数値からなる「目標数値」を設定し、年度ごとに進捗状況を管理します。

この目標数値を達成するため、基本目標ごとに「施策の基本的方向」、そこに紐づく具体的事業を設定し、進捗状況を勘案しながら主管課が事業に取り組み目標数値の達成を目指します。

#### <基本目標Ⅰ>男女共同参画を推進する意識づくり

項目		基準値 (年度)	目標数値 (令和12年度)	資料出所等
1	家庭において男女の地位は平等であると思う人の割合	33.9% (令和5年度)	37.0%	市民意識調査
2	「男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい」という考えに反対する割合（思わない+あまりそう思わない）	73.0% (令和5年度)	88.0%	市民意識調査
3	社会習慣（しきたり）の面において男女の地位は平等であると思う人の割合	8.6% (令和5年度)	25.0%	市民意識調査
4	学校教育の場において男女の地位は平等であると思う人の割合	45.3% (令和5年度)	60.0%	市民意識調査
5	性的少数者（LGBT）について「内容まで知っている」人の割合	53.9% (令和5年度)	80.0%	市民意識調査
6	阿賀野市男女共同参画プランの認知度（内容まで知っている人の割合）	5.7% (令和5年度)	10.0%	市民意識調査

#### <基本目標Ⅱ>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくり

項目		基準値 (年度)	目標数値 (令和12年度)	資料出所等
7	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度登録数	—	増加させる	企画財政課資料
8	ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」人の割合	30.3% (令和5年度)	64.0%	市民意識調査
9	職場において男女の地位は平等であると思う人の割合	30.9% (令和5年度)	40.0%	市民意識調査
10	育児休暇を取得した男性の割合（企業）	30.0% (令和5年度)	40.0%	事業所意識調査

<基本目標Ⅲ>女性が活躍できるまちづくり

項目		基準値 (年度)	目標数値 (令和12年度)	資料出所等
11	審議会等委員に占める女性の割合	36.7% (令和7年度)	40.0%	企画財政課資料
12	女性委員ゼロの審議会等の割合	13.2% (令和7年度)	減少させる	企画財政課資料
13	地域において男女の地位は平等であると思う人の割合	18.3% (令和5年度)	30.0%	市民意識調査
14	女性消防団の活動件数	26件 (令和6年度)	60件	消防本部資料
15	家族経営協定締結農家数	26件 (令和6年度)	増加させる	農林課資料
16	固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合	16.7% (令和5年度)	10.0%	企画財政課資料

<基本目標Ⅳ>誰もが安心して暮らせるまちづくり

項目		基準値 (年度)	目標数値 (令和12年度)	資料出所等
17	DVの被害経験（精神的・肉体的・性的）があると回答した女性・男性の割合	13.5% (令和5年度)	減少させる	市民意識調査
18	DV等の被害にあったときに相談しなかった・できなかつた人の割合	53.7% (令和5年度)	減少させる	市民意識調査
17	DV等について相談窓口を知っている人の割合	—	増加させる	市民意識調査
19	リプロダクティブ・ヘルツ／ライツについて「内容まで知っている」人の割合	8.2% (令和5年度)	15.0%	市民意識調査

